

## ○多古町政治倫理条例施行規則

(平成 22 年多古町規則第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多古町政治倫理条例（平成 22 年多古町条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(請負契約等の辞退)

第 2 条 条例第 4 条第 3 項に規定する請負契約等の辞退は、請負契約等辞退届（別記第 1 号様式）により行うものとする。

(税等の納付状況報告書)

第 3 条 条例第 5 条の規定による税等の納付状況報告は、課税等がなされた年度末現在の納付状況を納付状況報告書（別記第 2 号様式）に、町長の証明を受けて報告しなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 条例第 4 条第 6 項、第 6 条第 1 項及び第 9 条第 5 項に規定する公表は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 多古町公告式条例（昭和 29 年条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示
- (2) 多古町広報紙への掲載
- (3) 多古町ホームページへの掲載

(政治倫理審査会)

第 5 条 条例第 7 条の規定による政治倫理審査会（以下「審査会」という。）には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。
- 6 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 審査会の傍聴に関しては、多古町議会傍聴規則（昭和 62 年多古町議会規則第 2 号）の例による。
- 9 前各号に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 10 審査会の庶務は、総務課庶務係において処理する。

(調査請求等)

第6条 条例第9条第1項の規定による町民の調査請求は、調査請求書（別記第3号様式）により行うものとする。

- 2 前項の調査請求書に添付する条例第9条第1項の規定による選挙権を有する者100分の1の数は、請求日の直近において多古町選挙管理委員会が調製した選挙人名簿により算出した数とするものとする。
- 3 条例第9条第5項の規定による調査結果の回答は、調査結果回答書（別記第4号様式）により行うものとする。

(説明会)

第7条 町長又は議長は、条例第10条規定による説明会を開催するときは、開催日時及び場所その他必要な事項を開催日の7日前までに告示しなければならない。

- 2 町長又は議長は、条例第10条第2項の規定による開催請求を受けて説明会を開催するときは、請求者代表に開催の日時及び場所その他必要な事項を開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定による説明会の開催請求は、説明会開催請求書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 4 説明会に代理人を出席させ、又は補佐人をつけることはできない。
- 5 やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に、説明会前日までに弁明書を提出しなければならない。
- 6 前項の弁明書が提出されたときは、町長又は議長は、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

年 月 日

多古町長 様  
多古町議会議長 様

提出者  
住 所

氏 名 印

請負契約等辞退届

多古町政治倫理条例第4条第3項の規定により、多古町（多古町が50%以上出資している法人を含む。）と下記の企業との請負契約等を辞退することを届け出します。

記

1. 企業の名称及び代表者
2. 企業の所在地及び電話番号
3. 町長等又は議員との関係

年 月 日

多古町長 様  
多古町議会議長 様

提出者  
住 所

氏 名 印

納付状況報告書

多古町政治倫理条例第5条の規定により、前年度の税等の納付状況報告書を提出します。

税等の種類	納付状況等	税等の種類	納付状況等
町 県 民 税	納付済・未納あり・課税なし	介 護 保 険 料	納付済・未納あり・該当なし
固 定 資 産 税	納付済・未納あり・課税なし	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	納付済・未納あり・該当なし
国 民 健 康 保 険 税	納付済・未納あり・課税なし	水 道 使 用 料	納付済・未納あり・該当なし
軽 自 動 車 税	納付済・未納あり・課税なし	集 落 排 水 使 用 料	納付済・未納あり・該当なし

- (注)1 前年度末現在の税等の納付状況を該当する項目に○を付すこと。  
2 町長の証明を下記に受けること。  
3 課税等されていない場合は「課税なし」又は「該当なし」に○を付すこと。  
4 提出期限 5月31日

記

上記、各項目の納付状況については記載のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

多古町長 印

年 月 日

多古町長 様  
多古町議会議長 様

請求代表者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

調 査 請 求 書

多古町政治倫理条例第9条第1項の規定により、当該疑義を証する資料を添えて、下記のとおり審査を請求します。

記

- 1 疑義があると認められる者の氏名
- 2 疑義の内容
- 3 疑義の根拠
- 4 疑義を証する添付資料

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

調査請求代表者

様

多古町長

印

調査結果回答書

年 月 日付けで請求のあったことについての調査結果を  
多古町政治倫理条例第9条第5項の規定により下記のとおり送付します。

記

1 請求内容

2 調査結果

年 月 日

多古町長 様  
多古町議会議長 様

請求代表者

住 所

氏 名

印

電 話

説明会開催請求書

多古町政治倫理条例第10条第2項の規定により、選挙権を有する者50人の署名を添えて、下記のとおり説明会の開催を請求します。

記

1 説明を求める者の氏名

2 説明を求める理由